

# 三郷高等学校 部活動に係る基本方針

## 1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

## 2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、当該部活動の生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部人材による指導者確保を推進し、指導体制の充実を図る。

## 3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 部活動に係る体罰やハラスメントを根絶するため、教職員研修を実施する。
- (3) 部活動委員会を設置し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、必要に応じて情報共有などの連携を図る。
- (5) 心肺蘇生法や AED 使用の教職員研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、部活動を実施する。
- (7) 生徒の主体的な活動を促すことができるよう部活動に係る研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (8) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

#### 4 具体的な活動の進め方について

- (1) 学期中は、原則として週2日以上 of 休養日を設ける（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）。なお、土曜日及び日曜日に大会参加や練習試合等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とする。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する3日間以上の休養日を設定することを原則とする。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。

附 則 この方針は、令和3年4月1日から施行する。